

入札及び契約心得

航空自衛隊

第3航空団基地業務群
会計隊契約班

目 次

第 1	目的	1
第 2	通則	1
第 3	登録	1
第 4	公告等	1
第 5	説明会	2
第 6	入札等	2
第 7	無効入札	3
第 8	開札及び落札	4
第 9	契約の締結	4
第 10	契約保証金	4
第 11	納期（履行）遅延	5
第 12	契約解除	5
第 13	支払	6
第 14	その他	6

第1 目的

この心得は、航空自衛隊第3航空団会計隊契約担当官（以下「契約担当官」という。）と請負、売買その他の契約について、入札に参加しようとする者、契約を締結する者及び契約を締結した者（以下「相手方」という。）が知り、かつ、守らなければならない事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

第2 通則

相手方は、この心得を熟知のうえ、競争参加資格審査の申請、一般競争契約の入札、指名競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、かつ、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

第3 登録

相手方となるためには、全省庁統一資格の資格審査結果通知書の交付を受けた者、又は装備施設本部が発行する資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

第4 公告等

1 一般競争に付そうとする場合は、次に掲げる事項を記載した公告が入札日時の前日から起算して、少なくとも10日前までに次項に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要するとき又は再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項等を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 掲示場所等

- (1) 第3航空団（三沢）基地売店前掲示板、桜町官舎集会場前掲示板、三沢市商工会議所、東北町商工会議所
- (2) 第37警戒隊（山田）、第42警戒群（大湊）、第21高射隊（車力）及び第4補給処東北支処（東北町）内の掲示板
- (3) 基地等ホームページ

3 指名競争又は随意契約による場合には、第1項に掲げる事項（ただし、第2号を除く。）を入札（見積）通知書により相手方に直接通知する。

第5 説明会

説明会は、契約の目的に関して書面による事ができない事項、誤解を生じ易い事項について明らかにし、将来の紛争を避けるため行うものである。説明会は原則として行わないものとし、特に必要と認める場合は相手方と個別に行うものとする。

第6 入札等

- 1 公告又は入札（見積）通知書（以下「公告等」という。）で定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に印鑑筆記具、入札書等の用紙類を持参するものとする。
- 2 代理人を差し向ける場合は、当該契約目的についての経験、知識及び技術等を有し、かつ、入札等価格算定能力を有する者でなければならない。
- 3 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ、委任者及び代理人双方が記名押印した委任状を提出しなければならない。また、身分を証明するもの（顔写真付きの社員証や免許証等）を併せて提示する。
 - (1) 代理人の氏名
 - (2) 入札件名
 - (3) 委任された権限の細部内容
例 入札書の提出に関する一切の権限
入札書及び見積書の提出に関する一切の権限
入札書及び見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限
 - (4) 委任期間
 - (5) 委任者の住所及び氏名
 - (6) 提出する宛先（契約担当官の官職氏名）
- 4 相手方の一旦提出した入札書の取替、変更又は取消をすることはできない。
- 5 入札の日時に遅れた場合、相手方は入札に参加することができない。ただし、事前連絡により遅れる理由が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由のため、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の同意のもと、入札日時を変更することができるものとする。
- 6 入札書又は見積書の提出に際しては「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙)（以下「誓約書」という。）に同意した上で行うものとし、「入札条件及び契約条項等承諾の上、提出する」等本心得を承諾することを明記するものとする。

7 契約担当官が郵便による入札を認めた場合で、郵便により、入札に参加しようとする相手方は、公告に記載された照会先の担当者（以下「担当者」という。）へ郵便による入札参加を伝えるとともに、次に掲げる事項を厳守し、入札書を郵送するものとする。

なお、入札日時以前に送付された入札書の引換え又は取り消しは可能である。

- (1) 入札書を内封筒に封入し、外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きする。
- (2) 書留郵便又は配達証明郵便により、入札日時までに到着するように契約担当官宛に送付する。

8 前項に基づき、郵便により入札に参加した相手方の再入札等は辞退したものとして取り扱う。

9 入札室への入室は、入札日時の15分前からとする。

10 入札室における他者との私語、携帯電話等の使用等は禁止する。

11 入札時の途中退出は原則として認めない。ただし、あらかじめ担当者を通じて契約担当官の許可を得た場合については、この限りではない。

12 同等品申請

- (1) 相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる際、同等品により応札する場合は、当該公告等に定められた期日までに同等品確認申請書を契約担当官宛に提出しなければならない。
- (2) 前号に基づき提出された同等品確認申請書に対する回答は、各分任物品管理官の審査を経て、同等品確認結果通知書により通知する。

13 工事内訳明細書又は業務費内訳書の提出

相手方は、工事及び役務の公告等により、定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時までに工事内訳明細書又は業務費内訳書を、契約担当官宛に提出するものとする。

なお、この内訳書は、あくまで算出内訳を確認するものであり、入札金額又は見積金額の内訳を指すものではない。したがって、入札金額又は見積金額と必ずしも一致するとは限らない。

第7 無効入札

次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

- (1) 競争参加に必要な資格を有しない者のなした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者

- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
- (5) 総額（単価）で決定すべき入札の場合に、総額（単価）の入札金額の未記入
- (6) 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者
- (7) 同一事項について、一人が二通以上の入札書を同時に提出した場合
- (8) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (9) 入札書の記載事項及び入札金額が不明又は不明瞭な入札
- (10) 入札金額（親金額）が訂正された入札書
- (11) 相手方に、誓約書における事項に虚偽があった場合又は反することとなった場合

第8 不当介入を受けた場合の措置

相手方は、自ら又は下請負者等が排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うと共に契約担当官に報告するものとする。

第9 開札及び落札

開札は、入札執行の場所で、入札者の目で行う。

- (1) 落札者は、入札者のうち予定価格の制限内で最低（売払いに際しては最高）の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるべき同価の入札を行った相手方が2人以上あるときは、次に掲げる方法により落札者を決定する。

ア 同価の入札を行った相手方が、いずれも入札執行の場所にいる場合
直ちに抽選を行い落札者を決定する。

イ 同価の入札を行った相手方の中に、郵便による入札を行った者がいる場合

入札事務に関係のない者が郵便入札者の代理として直ちに抽選を行い、落札者を決定する。

ウ 同価の入札を行った相手方が、いずれも郵便による入札を行った者の場合

直ちに入札事務に関係のない者にくじを引かせ、落札者を決定する。

エ 予定価格が1千万を超える製造又は工事請負契約等の場合において、次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としなないことがある。

- (ア) 予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (イ) 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこと

となるおそれがある、著しく不相当であると認められるとき。

第10 契約の締結

相手方は、落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約書（正2部）

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅延、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、かし担保、契約に関する紛争の解決法、その他必要事項について定める。

(2) 請書（正2部）

契約金額が150万円を超えない契約については、契約書に代えて請書とすることができる。

(3) 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書又は請書のうち正1部に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

(4) 仕様書又は図面等

仕様書又は図面等を必要とする場合には、契約書（請書）に1部ずつ添付し、それぞれ割印をするものとする。

第11 契約保証金

- 1 相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合を除く。
- 2 前項の保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属される。

第12 納期（履行）遅延

- 1 相手方は、定められた納期若しくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了するおそれがある場合には、納期（履行）遅延申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により遅延すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を徴収する。
なお、この項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

第13 契約解除

- 1 契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約を一部又は全部を解除することができる。
 - (1) 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約

の解除を申し出たとき。

(2) 相手方が完全にこの契約の履行を行わないとき。

(3) 相手方が、契約上の義務に違反したことにより目的を達する見込みがないとき。

(4) 相手方に、誓約書における事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他、契約担当官が必要と認めたとき。

2 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。

なお、この項は契約書又は請書等の徴収を省略したものについても適用する。

第14 支払

1 相手方は、納品又は履行完了後速やかに請求書2部を分任資金前渡官吏宛に提出するものとする。

2 支払の時期は、相手方が適法な請求書を提出してから、下表に掲げる日以内とする。

形 態 \ 区 分	工 事	その他の給付
約定期間	40日以内	30日以内
特別約定期間	60日以内	45日以内
約定なし	15日以内	15日以内

第15 その他

この心得に明示していない事項、又は契約について疑義を生じた場合は、契約担当官の指示するところに従うものとする。

この心得は、平成23年10月1日から適用する。